



流山市監査委員告示第2号

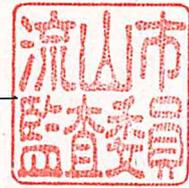
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成31年2月14日

流山市監査委員

佐々木

健



流山市監査委員

海老原

功



平成 3 0 年度
定期監査・行政監査報告書

流山市監査委員

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第 1 | 監査を実施した監査委員名 | 1 |
| 第 2 | 監査の種類 | 1 |
| 第 3 | 監査の期間 | 1 |
| 第 4 | 監査の対象部局 | 1 |
| 第 5 | 定期監査 | 2 |
| 1 | 監査の目的及び方法 | 2 |
| 2 | 重点事項 | 2 |
| 3 | 総合意見 | 2 |
| | (1) 財務に関する事務について | 2 |
| | (2) 補助金について | 2 |
| | (3) 業務上のリスクについて | 3 |
| 4 | 個別意見 | 3 |
| | (1) 指摘事項 | 5 |
| | (2) 検討・要望事項 | 6 |
| | (3) 注意事項（措置対象外） | 7 |
| 第 6 | 行政監査 | 8 |
| 1 | 監査テーマ | 8 |
| 2 | 監査の目的及び方法 | 8 |
| 3 | 監査の範囲 | 9 |
| 4 | 保険契約の概要について | 10 |
| | (1) 保険料階層別の件数及び保険料について | 10 |
| | (2) 保険契約の種類について | 10 |
| | (3) 契約方法について | 11 |
| 5 | 総合意見 | 12 |
| 6 | 個別意見 | 12 |
| | (1) 指摘事項 | 13 |
| | (2) 検討・要望事項 | 14 |
| | (3) 注意事項（措置対象外） | 14 |

平成30年度流山市定期監査・行政監査報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一
海老原 功一

第2 監査の種類

定期監査・行政監査

第3 監査の期間

自 平成30年9月6日
至 平成31年1月25日

第4 監査の対象部局

監査の実施に当たっては、市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等の全てを対象とした。

監査の実施状況は、次表のとおりである。

監査実施状況

| 対象部局名 | 実施月 | 対象事務事業の期間 |
|---|-----|----------------|
| 総合政策部、総務部、 財政部、土木部、 都市計画部、都市整備部 | 10月 | 4月1日から8月31日まで |
| 議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 子ども家庭部、健康福祉部、 市民生活部、消防本部、 経済振興部、農業委員会事務局、 監査委員事務局 | 11月 | 4月1日から9月30日まで |
| 環境部、学校教育部、 生涯学習部、上下水道局、 会計課 | 12月 | 4月1日から10月31日まで |

第5 定期監査

1 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、全ての部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・ 職員配置及び主要事務分担
- ・ 課の年間事務・事業の実施状況
- ・ 予算執行状況（歳入）
- ・ 予算執行状況（歳出）

2 重点事項

補助金について

着眼点：補助金の支出及び精算は適正か。また目的どおりの補助となっているか。

3 総合意見

（1）財務に関する事務について

財務に係る事務については、調定票及び支出負担行為票の起票漏れ等、伝票事務上の誤りが散見された。

担当課において厳正なチェック体制を構築するとともに、繰越事業に関しては財政担当部署においても再発防止策を講じるなど全庁的な対応の検討を要望するものである。

（2）補助金について

補助金については、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号）に基づき、おおむね適正に事務は執行されていた。

しかし、一部において、補助金の支出の基準となる例規を定めずに補助金を支出しているもの、事業報告書と収支決算書の人数に齟齬があるもの、補助対象経費に補助対象外経費を含めて計算しているもの、支出の証拠となる書類が添付されていないものなど、補助金の事務において不適切な処理が見受けられた。適正な事務処理を徹底されたい。

(3) 業務上のリスクについて

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、指定都市を除く市では「内部統制に関する指針を定め、整備するよう努めなければならない」とされた。今回の監査で各部局長に対し、業務上起こり得るリスクについて聴取したところ、全庁的に公金の取扱い及び個人情報の漏えいをリスクと考えている傾向が見られた。

日常行っている業務とリスクを結び付けて考えることが、業務を見直すための気付きとなり、内部統制の整備につながってくる。内部統制体制の構築は善管注意義務に端を発していることから、地方自治法の改正いかんによらず、組織運営上当然のこととして内部統制整備の取組を進められたい。

4 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

| 部 局 名 | 指 摘 事 項 | | | | | | | 計 | 検 討 要 望 事 項 | 注 意 事 項 |
|------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|-------------------|------------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | | | |
| 総合政策部 | | | | | | | | 0 | 1 | 0 |
| 総 務 部 | | | | | | | | 0 | 1 | 0 |
| 財 政 部 | | | | | | | | 0 | 0 | 3 |
| 市民生活部 | 1 | | | | | | | 1 | 0 | 6 |
| 健康福祉部 | | | | 1 | | 1 | | 2 | 2 | 1 |
| 子ども家庭部 | | | | | | | | 0 | 1 | 3 |
| 経済振興部 | 1 | | | | | | | 1 | 1 | 3 |
| 環 境 部 | | | | | | | | 0 | 1 | 2 |
| 都市計画部 | | | | | | | | 0 | 0 | 1 |
| 都市整備部 | | | | | | 1 | | 1 | 0 | 3 |
| 土 木 部 | 1 | | | | | | | 1 | 1 | 0 |
| 会 計 課 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 上下水道局 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 議会事務局 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会事務局 | | | | | | | | 0 | 0 | 1 |
| 監査委員事務局 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会事務局 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 学校教育部 | | | | | | | | 0 | 5 | 1 |
| 生涯学習部 | 2 | | 1 | | | | | 3 | 1 | 4 |
| 消 防 本 部 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 5 | | 1 | 1 | | 2 | | 9 | 14 | 28 |

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・請求書類の紛失により支払遅延があった。支払事務の改善を図り、適正な事務の執行をされたい。

(市民生活部防災危機管理課)

・補助金支出において、明確な支給基準となる例規を定めていなかった。適正な事務手続を行うため、補助金等交付要綱等を制定されたい。

(経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課)

・1件100万円以上の工事を担当課案件の小破修繕として分割発注していた。流山市契約事務取扱要領(平成4年12月18日制定)及び小破修繕工事事務処理要領等に基づく適正な契約事務を執行されたい。

(土木部道路管理課)

・補助対象外経費を補助対象経費に含めて計算し、補助金を支給していた。流山市補助金等交付規則等に基づく適正な事務の執行をされたい。

(生涯学習部生涯学習課、図書・博物館)

<事故が発生するおそれがある事項>

・補助金の事業報告書と収支決算書の人数に齟齬があるものが散見された。より厳密に帳票類を審査し、流山市補助金等交付規則等に基づく適正な事務の執行を徹底されたい。

(生涯学習部スポーツ振興課)

<不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項>

・電話停止手続の失念により、電話料金を多く支払うこととなってしまった。適正な事務手続を徹底されたい。

(健康福祉部児童発達支援センター)

<過去に指摘されていた事例であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項>

・流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)で定められた調定期間に調定の手続が行われていなかった。流山市財務規則等に基づく適正な事務を執行されたい。

(健康福祉部社会福祉課)

・納期限を過ぎても納入に至らないものがあったにもかかわらず、流山市財務規則第44条の規定による督促を行っていなかった。流山市財務規

則に基づく適正な事務手続を徹底されたい。

(都市整備部みどりの課)

(2) 検討・要望事項

長期継続、繰越しによる負担行為票の未起票が散見された。担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。

(総合政策部企画政策課)

(健康福祉部高齢者支援課)

(経済振興部商工振興課)

(環境部クリーンセンター)

(土木部道路建設課)

(学校教育部学校施設課)

調定事務については、調定漏れ、減額調定、二重調定などの伝票上の誤りが散見されたほか、収入未済について予備審査後に消し込みを行うなど、調定内容を把握していない課もあった。厳正なチェック体制を構築されたい。

(総務部財産活用課)

(子ども家庭部子ども家庭課)

(学校教育部教育総務課・学校施設課)

(生涯学習部スポーツ振興課)

前年度の過払い分の返納による過年度収入があった。再発防止策を講じるとともに、チェック体制を構築されたい。

(学校教育部学校教育課・指導課)

補助金を支出するに当たり、支出の証拠となる書類の添付がなかった。担当課におけるチェック項目の見直しを図るなど、より厳密な審査による事務の執行に努められたい。

(健康福祉部健康増進課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭では是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 注意事項一覧】

| 注意事項 | 部局課等名 |
|--|---|
| ・未調定があったもの | 財政部税制課、市民生活部コミュニティ課・防災危機管理課、生涯学習部公民館 |
| ・調定金額に誤りがあったもの | 経済振興部農業振興課 |
| ・事後調定があったもの | 市民生活部コミュニティ課、経済振興部農業振興課 |
| ・重複調定があったもの | 子ども家庭部保育課、環境部クリーンセンター、都市計画部建築住宅課 |
| ・調定日について、規則に定められた調定の時期に調定の手続が行われていないもの | 都市整備部まちづくり推進課・西平井・鱒ヶ崎地区区画整理事務所・みどりの課 |
| ・負担行為票の未起票があったもの | 財政部資産税課、子ども家庭部子ども家庭課、学校教育部指導課 |
| ・負担行為票等を遡って起票していたもの | 財政部税制課、市民生活部市民課、環境部環境政策課、生涯学習部生涯学習課・スポーツ振興課 |
| ・支出科目に誤りがあったもの | 選挙管理委員会事務局 |
| ・予算計上誤りがあったもの | 健康福祉部介護支援課 |
| ・補助金交付申請書の提出日が規則どおりでなかったもの | 経済振興部商工振興課 |
| ・不備のあった補助金申請書類の返却漏れがあったもの | 子ども家庭部保育課 |
| ・起案の決裁日等に不備があったもの | 市民生活部コミュニティ課・防災危機管理課、生涯学習部スポーツ振興課 |

第6 行政監査

1 監査テーマ

市が加入している各種保険契約の対象、補償内容、契約方法などが適正なものとなっているか。

2 監査の目的及び方法

市では、事故や災害に備えて被害者の保護や財政負担の補てんを目的に各種保険に加入している。

そこで、流山市監査基準に基づき、自動車賠償責任保険を除く保険契約を対象に、市民生活の安心安全を図る上で重要な業務となっている各種保険の経済性・効率性・有効性に着目し、各種保険契約の補償内容などが適正なものとなっているかを目的として、監査の対象部局に係る事務事業について、保険契約調書の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

3 監査の範囲

平成29年度に市が保険料を支払った保険契約を監査の対象とした。

なお、部局別の件数、支払保険料及び構成比は、表1のとおりである。

【表1】

(単位：件、円、%)

| 部局名 | 件数 | 構成比 | 支払保険料 | 構成比 |
|--------|----|-------|------------|-------|
| 総合政策部 | 2 | 2.2 | 8,000 | 0.0 |
| 総務部 | 6 | 6.5 | 13,931,995 | 45.9 |
| 市民生活部 | 4 | 4.3 | 849,220 | 2.8 |
| 健康福祉部 | 24 | 26.3 | 1,702,812 | 5.6 |
| 子ども家庭部 | 6 | 6.5 | 475,685 | 1.6 |
| 環境部 | 4 | 4.3 | 115,804 | 0.4 |
| 都市計画部 | 4 | 4.3 | 620,939 | 2.0 |
| 都市整備部 | 4 | 4.3 | 245,660 | 0.8 |
| 土木部 | 8 | 8.7 | 2,119,280 | 7.0 |
| 会計課 | 2 | 2.2 | 329,590 | 1.1 |
| 上下水道局 | 4 | 4.3 | 1,202,059 | 4.0 |
| 学校教育部 | 7 | 7.6 | 7,403,839 | 24.4 |
| 生涯学習部 | 11 | 12.0 | 820,252 | 2.7 |
| 消防本部 | 6 | 6.5 | 509,625 | 1.7 |
| 合計 | 92 | 100.0 | 30,334,760 | 100.0 |

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した。また、合計が100.0になるよう調整した。

4 保険契約の概要について

(1) 保険料階層別の件数及び支払保険料について

保険料の階層別の件数、支払保険料及び構成比は、表2のとおりである。

件数別の状況では「1万円以上5万円未満」が最も多く、28件で30.4%を占めている。次いで「1万円未満」が22件で23.9%となっている。10万円未満の保険契約が全体の約7割を占めている。比較的少額の保険契約が多い状況となっている。

支払保険料別の状況では、「100万円以上500万円未満」が最も大きく、12,193,256円で40.2%を占めている。次いで「500万円以上」が10,772,906円で35.5%、「10万円以上50万未満」が3,565,243円で11.8%となっている。

なお、500万円以上の高額な保険は、建物総合損害共済5,680,756円、交通災害共済5,092,150円である。

【表2】

(単位：件、円、%)

| 区分 | 件数 | 構成比 | 支払保険料 | 構成比 |
|-----------------|----|-------|------------|-------|
| 500万円以上 | 2 | 2.2 | 10,772,906 | 35.5 |
| 100万円以上 500万円未満 | 6 | 6.5 | 12,193,256 | 40.2 |
| 50万円以上 100万円未満 | 3 | 3.3 | 1,979,514 | 6.5 |
| 10万円以上 50万円未満 | 17 | 18.5 | 3,565,243 | 11.8 |
| 5万円以上 10万円未満 | 14 | 15.2 | 1,034,945 | 3.4 |
| 1万円以上 5万円未満 | 28 | 30.4 | 708,485 | 2.3 |
| 1万円未満 | 22 | 23.9 | 80,411 | 0.3 |
| 合計 | 92 | 100.0 | 30,334,760 | 100.0 |

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した。

(2) 保険種類別の契約件数及び支払保険料について

保険契約の種類別の件数、支払保険料及び構成比は、表3のとおりである。

件数別の状況では、「傷害保険」が最も多く、44件で47.8%を占めている。次いで「賠償責任保険」が38件で41.3%となっている。

支払保険料別の状況では、「傷害保険」が最も大きく、9,997,360円で33.0%を占めている。次いで「賠償責任保険」が8,816,905円で29.1%となっている。

【表 3】

(単位：件、円、%)

| 保険種類 | 件数 | 構成比 | 支払保険料 | 構成比 |
|--------|----|-------|------------|-------|
| 火災保険 | 3 | 3.3 | 5,992,310 | 19.7 |
| 自動車保険 | 4 | 4.3 | 5,192,025 | 17.1 |
| 賠償責任保険 | 38 | 41.3 | 8,816,905 | 29.1 |
| 傷害保険 | 44 | 47.8 | 9,997,360 | 33.0 |
| 動産保険 | 3 | 3.3 | 336,160 | 1.1 |
| 合計 | 92 | 100.0 | 30,334,760 | 100.0 |

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した。また、合計が100.0になるよう調整した。

(3) 契約方法別の件数及び支払保険料について

保険の契約方法別の件数、支払保険料及び構成比は、表4のとおりである。

件数別の状況では、「随意契約（一者特定）」によるものが82件で89.1%を占めている。次いで「随意契約（見積合せ）」によるものが8件で8.7%となっている。「随意契約（その他）」は、負担金で支出しているものであり、2件で2.2%となっている。なお、一般競争入札及び指名競争入札は該当がなかった。

契約手続については、法令や規則、流山市契約事務取扱要領、指針等に基づき、調査した範囲においておおむね適正に事務が執行されていたが、随意契約の根拠法令の条項について記載が漏れているもの、一者特定理由の記載がないものなどが散見された。

【表 4】

(単位：件、円、%)

| 契約方法 | 件数 | 構成比 | 支払保険料 | 構成比 |
|------------|----|-------|------------|-------|
| 一般競争入札 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 指名競争入札 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 随意契約（見積合せ） | 8 | 8.7 | 4,332,480 | 14.3 |
| 随意契約（一者特定） | 82 | 89.1 | 18,666,130 | 61.5 |
| 随意契約（その他） | 2 | 2.2 | 7,336,150 | 24.2 |
| 合計 | 92 | 100.0 | 30,334,760 | 100.0 |

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した。

5 総合意見

市は、様々な事故や災害時の損害等のリスクを想定し、万が一の場合の被害者の速やかな救済や、市の財政負担のてん補、補償事務負担の軽減などを目的に、各種保険に加入している。

保険契約に当たっては、保険加入の必要性や保険内容を詳細に検証するとともに、競争性の確保を基本に保険者の選定を行うなど、経済性、効率性、有効性の観点に立った手続を行うことが必要である。

保険対象に変更がないことや保険金額が低額などの理由から、特定の保険会社と同一の保険契約を継続して締結している状況が見受けられた。漫然と継続することなく、更新の際には比較検討を行い、より適切な保険契約となるよう、競争性、透明性、公正性の確保に努めてほしい。

保険契約は、随意契約の方法により締結されており、おおむね適正に行われていたが、特定の相手方と随意契約を行っているにもかかわらず、一者特定理由を記載していないものが散見された。

昨年度の行政監査と同じ事例でもあることから、再度、法令等を確認し、適正な契約事務処理の徹底を十分図られたい。

また、自動車保険では、保険事故が発生し、保険金が支払われると、保険料が増額されることがある。

自動車保険料の支払額を抑えることはいうまでもなく、交通安全を確保するため、市全体として事故の発生を未然に防ぐ取組をより一層進めてほしい。

6 個別意見

監査の結果、おおむね適正に管理されており、指摘事項及び検討要望事項については認められなかったものの、軽易な誤りである事項（注意事項）が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項等の一覧は、次表のとおりである（表5）。注意事項を除く事務事業は、調査した範囲では適正に執行されていた。

【表5 行政監査 部局別指摘事項等一覧】

| 部局名 | 指摘事項 | | | | | | | | 検討 要望 事項 | 注意 事項 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|----------------|----------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | 計 | | |
| 総合政策部 | | | | | | | | 0 | 0 | 2 |
| 総務部 | | | | | | | | 0 | 0 | 5 |
| 市民生活部 | | | | | | | | 0 | 0 | 3 |
| 健康福祉部 | | | | | | | | 0 | 0 | 6 |
| 子ども家庭部 | | | | | | | | 0 | 0 | 2 |
| 環境部 | | | | | | | | 0 | 0 | 3 |
| 都市計画部 | | | | | | | | 0 | 0 | 1 |
| 都市整備部 | | | | | | | | 0 | 0 | 2 |
| 土木部 | | | | | | | | 0 | 0 | 2 |
| 会計課 | | | | | | | | 0 | 0 | 1 |
| 上下水道局 | | | | | | | | 0 | 0 | 2 |
| 学校教育部 | | | | | | | | 0 | 0 | 3 |
| 生涯学習部 | | | | | | | | 0 | 0 | 4 |
| 消防本部 | | | | | | | | 0 | 0 | 3 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 |

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

調査した範囲において、地方自治法第199条第12項の規定に基づく是正措置の通知を求める事項は認められなかった。

(2) 検討・要望事項

調査した範囲において、改善の検討を要する事項や要望事項等は認められなかった。

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。
また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表6 行政監査 注意事項一覧】

| 注意事項 | 部局課等名 |
|---|--|
| ・ 監査対象となった保険契約において、一者特定の随契理由とその根拠法令の条項を関係書類に記載していなかったもの | 総合政策部秘書広報課・企画政策課、総務部人材育成課・財産活用課、市民生活部防災危機管理課、健康福祉部介護支援課・障害者支援課・児童発達支援センター・健康増進課、子ども家庭部子ども家庭課・保育課、環境部環境政策課・クリーンセンター、都市計画部建築住宅課、土木部道路管理課・河川課、会計課、上下水道局経營業務課、学校教育部学校教育課・指導課、生涯学習部生涯学習課・スポーツ振興課・図書・博物館・公民館、消防本部消防総務課・消防防災課・中央消防署 |
| ・ 監査対象となった保険契約において、随意契約をしているものの根拠法令の条項を関係書類に記載していなかったもの | 総務部財産活用課、市民生活部コミュニティ課、健康福祉部高齢者支援課、都市整備部西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所・みどりの課 |
| ・ 50万円以上の契約について、随意契約理由等をホームページ等で公開していなかったもの | 総務部人材育成課・財産活用課、市民生活部コミュニティ課、健康福祉部高齢者支援課、上下水道局経營業務課、学校教育部学校教育課 |
| ・ 起案の施行日に不備があったもの | 環境部環境政策課 |